

平成24年度第1回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会会議録

愛知県後期高齢者医療広域連合総務課

1 開催日時

平成24年5月29日（火）午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所

愛知県自治センター5F 研修室

3 議事の表示

- (1) 開会
- (2) 事務局長あいさつ
- (3) 委員紹介
- (4) 事務局からの説明及び意見交換
 - ア 後期高齢者医療の現在の状況について
 - イ 保険料率の全国の状況について
 - ウ 健康増進事業について
- (5) 閉会

4 出席者

(1) 委員

被保険者代表 久木 好子
被保険者代表 宮松 菊枝
被保険者代表 今枝 晃
被保険者代表 杉浦 忠
被保険者代表 三溝 芳隆
被保険者代表 尾関 ミヤ子
医療関係者代表 伊藤 宣夫
医療関係者代表 鈴木 孝美
医療関係者代表 岩月 進
保険者団体 内藤 泰典
保険者団体 杉坂 盛雄
学識経験者 井口 昭久
学識経験者 田川 佳代子

(2) 事務局

事務局長 朝倉 信也

事務局次長 源嶋 司
総務課長 小山 章
管理課長 黒野 義之
給付課長 富永 豊寿
出納室長 岡本 忠利
庶務グループリーダー 伊藤 和成
資格グループリーダー 板橋 伸幸
保険料グループリーダー 磯野 聰
給付第一グループリーダー 甲斐 勉
給付第二グループリーダー 青木 僚平

5 会議の要領

(1) 開会

総務課長 (開会を宣言)

(2) 事務局長あいさつ

事務局長 (あいさつ)

(3) 委員紹介

総務課長 (委員改選後、初めて出席された委員を紹介)

各委員 (各委員があいさつ)

(4) 事務局からの説明及び意見交換

【総務課長】 (資料1ページから4ページに基づき説明)

【座長】 事務局からの説明が終わりましたので、ご意見をお願いしたいと思います。

【委員】 後期高齢者医療制度自体が、やっぱり老人医療は非常にお金がかかるということ切り離すという発想から出てきたと思うんですけども、それで、みんなで助け合いましょうというところから、わざわざ切り離す意味がなくなってきて、この制度を廃止して、元へ戻しちゃうというのは1つの案だと思うんです。

そうすると、いわゆる高齢者自体がみんな、その中の枠組みの中で保険料を払うとすると高くなってくるという個々のリスクということがあり得るし、それから、今みたいに制度別枠で、それで、できるだけいろいろ助けてもらいながら、病気もしないように、自己を律することで何とかこの制度をだらだらと維持するということもあり得るし、我々だともう一つ、介護保険という問題があって、これが消費税を上げ損ねちゃったものだから、5%から7%まで、2%分足りな

いということで、何とか医療の程度の軽いものの面倒を見てもらいましょうということで、いろいろ高齢者を助ける仕組みというのがいっぱいあるんですけど、今の年寄りが従前と同じように病気をするかというと、90歳ぐらいの女性はびんびんで普通になってきましたし、男の年寄りも70というと元気で、結構80代後半まで普通に元気でやっておられる方が多くなつたものだから、そういう点で医療費が少なくなるのかなという感じはしないでもない。

我々はまだ、私は60代ですけど、今の60代というと、昔で言うと40程度の感覚ですかね。みんな全くすごい元気なものだから、数は増えてもそう病気しないということもあり得るし、この制度をこのまま維持していくのか、あるいは元へ戻しちゃうのか、それから、企業もちょっと景気がいいみたいだから、助ける余地がもっと出てきているのか、その辺はちょっとわかりませんけれども、今の制度はあらゆる病気に対して面倒を見てくれるという点では、病気になる人から見れば非常にいい制度ですので、国の財政的にはちょっと厳しいかもしれませんけど、ただ、一応維持できているので、この制度をだましまし使っていって、大きな破綻がない限りは、できるだけこれを続けてほしいというような感じがしますね。

雑然とした話で、話にならないかもしれませんけど。すみません。

【座長】 大変貴重なご意見、ありがとうございました。他に、どうぞ。

【委員】 また、元に戻すというお話もありますが、今後、後期高齢者医療制度の見直しを図るという話はどうなっていくのでしょうか。

【委員】 結局、前は老人差別になるんじゃないかと問題になったわけです。老人医療だけ切り離しちゃって、その仕組みの中だけで財政運営をするというと、病気になっても診てもらえないんじゃないかというようなイメージが先にわいたものだから。

【委員】 私が言いたいのは、正式にはつきりこういうような形にするということが決まってから発表していただきたいのですけれどね。

【委員】 民主党の政権ができたときに公約だったから、それでなんでしょう。

【委員】 こんなものでよく発表したなという感じですよね。もっとしっかりしてから発表してもらいたいなと感じています。

【委員】 質問をお願いしたいんですけど、関係機関との協議がなされていると。関係機関というのはどういう団体なのでしょうか。

【事務局長】 基本的には地域の団体のことのございまして、一番その中の大きいのは全国知事会です。

【委員】 それを指しているんですか。

【事務局長】 それだけではないのですけれど、その中でも一番大きな団体だということです。

【座長】 ほかにございませんか。

【委員】 国会審議の見通しが立たないということ、不透明であっても保険料の値上がりは自動的に上がっていくわけですよね。ですから、介護保険も上がりましたし、これも上がって、やっぱり被保険者には、請求書を見て、あつ、あつということですよね。それはあまり広報もされずに、電気料金の値上がりはいろいろ議論にもなるんですけども、政治が滞っていても、値上がりだけは自然と自動的に値上がりされていくので、ほんとうに政治課題もなっていないという感じがしているんですけどね。そこら辺で、被保険者としては議論に加わることもできないまま、値上がりだけは引き受けいかざるを得ないという立場に立たされているのではないかなという、その仕組み自体の問題点としては、だから、医療の提供は滞りなくされていくんだけども、保険料は自動的に値上がりしていくという、そういう仕組みになっているような感じがして、問題点としては、被保険者の意見はあまり活かされていない。そういうものをこういった場で出していく必要があるのではないかなと思います。

【座長】 次の話題に保険料のことが出てきますから、そのときに、どういうふうにして保険料が決まっていくかというのを説明していただきましょう。他に何かございますか。

【委員】 ずいぶん若い方に御迷惑をお掛けしておりますが、非常に私たち高齢者は若干肩身の狭い思いをしておりますが、私たち高齢者も、やみくもに病気になるんじゃなくて、健康を維持するために、3年間の計画を立てて、どんどん運動して、リハビリや予防を一生懸命やっています。そして、お医者さんにかかりながらも大きな病気にはならない、そして健康に留意しながら、そういう取り組みを愛知県でもやっております。ですから、高齢者、高齢者というと非常に肩身が狭いんですよね。こういう感じで、いっぱい若い方たちのほうへ行っていますから申し訳ないんですけど、私どもの後期高齢者医療制度につきましては、方向性がわからないんです。一体どっちに行くんだと。

【座長】 さっき委員がおっしゃったんですけど、実際、今の70歳の人は、10年前の60歳の体力に相当するというデータが出てきています。10年前より今の老人は10歳若返っている。だから、この後期高齢者医療制度が問題になったのはやっぱり言葉の問題で、75歳以上を後期というふうに一括りにしてしまうと、姥捨て山に捨てられたような気がするということから問題になった。民主党はそれを公約にした。何となく後期高齢者は75歳以上だというのは社会で最近定着してきた雰囲気があって、あまり抵抗感がなくなっている感じはあるんですね。そうすると、なぜわざわざまた元に戻さなければいけないのかという議論に戻ってくる可能性はあります。だから、委員がおっしゃっていたように、だましだましとありえず使っていったほうがいいか、と思います。

それでは、時間も来ましたので、次の議題に移っていこうと思います。

それでは、前回の懇談会で委員の方から依頼のありました保険料率の全国の状況について、これが2つ目の議題です。

事務局の説明をお願いします。

【管理課長】 (資料5ページから7ページに基づき説明)

【座長】 それでは、事務局の説明が終わりましたので、ご意見をお願いします。

【委員】 この対象者はどれぐらいいるんですか。

【管理課長】 2年間で対象を考えておりまして、151万人です。24年度と25年度でちょっと伸びがありますですから、単純に半分ずつというわけではありませんが、1年間で大体70万人ちょっとという数になっております。

【委員】 年当たり70万人ですか。

【管理課長】 はい、そうです。

【事務局次長】 予算数字で申し上げますと、平成24年度が74万2千人です。

【委員】 保険料収入はどれぐらいあるんですか。

【管理課長】 保険料収入が2年間で約1,300億円ぐらいになると思います。医療費全体の10分の1を保険料で賄っております。単年度でいうと600億円程度となります。

【委員】 実際は1兆3,000億円かかるということですか。

【管理課長】 そうでございます。

【委員】 平成22、23年度は剰余金があって、それを充てていると聞きましたが、どれぐらいあるのですか。

【管理課長】 先ほどちょっとお話しさせていただきましたが、平成22、23年度の剰余金は34億円です。

【委員】 2年間で34億円ですか。

【管理課長】 はい、そうです。使える額が34億円です。

【委員】 保険料が入って、例えば1年で6,000億円使って、17億円ぐらい剰余金が出る、大体そんなものですか。

【管理課長】 ちなみに、前回の平成22、23年度の改定時のときに使った剰余金が大体17億円です。

【委員】 使った額というのは全国で何番目ぐらいなんですか。保険料収入の何番目というのはこれを見ればわかるんですけども、総額でどれぐらいなんでしょうか。1人当たりでもいいですし、トータルでもいいですが、大体のサイズがわからない。医療費は人口に比例するんです

か。

【管理課長】 1人当たりでいきますと、86万円になります。

【給付課長】 平成23年度の決算で、いわゆる9割分が、保険者のほうで支払うものとなつておりますが、全体で今6,000億円ぐらいあります。3月末の被保険者数は72万人ぐらいますので、ざくっと割るとそれぐらいになると思います。

【委員】 平成23年の剰余金は、いくらくらいになりますか。

【給付課長】 平成23年の剰余金については、まだこれから決算を迎えるので、出ておりません。

【委員】 86万円というのは、1年間で86万円ですか。1人当たりの医療費というんですか。何か実感として全然ぴんとこないですね。大体1人当たりの後期高齢者は1,700点から1,900点ぐらい。そうすると2万円弱ですよね。それが掛けることの12カ月だから、大体1人の後期高齢者が医療機関で使う金額は大体2、30万円ぐらいとなりますが、86万円というのは、どこでだれがこんなに使っているのですか。

【管理課長】 委員がおっしゃるのは、75歳以上の方のものでしょうか。

【委員】 75歳以上の後期高齢者です。実感的にはそんなものですね。1,500点から2,000点で、1万5千円から2万円ぐらいの間で、1割負担だから大体1カ月に一、二回は来て、2,000円かそれくらいです。それで、高齢者になってくると、かえって病院で治療する場合、あれもこれもはやめなさいということになっているものだから、家族も本人等もそうやっていろいろやっているところがあるから、かえって1人の治療費というのは、若い人がすごい大きな病気をするのよりも、むしろ安い場合が結構多いですね。だから、実感としては、あまりぴんとくる数字ではない。かかる人は年寄りが多いんだけれども、1人当たりの医療費はそんなに高いわけじゃない。その辺の実感と統計的な数字との乖離が結構あるように思えます。

【座長】 終末期には、ものすごくかかりますね。

【委員】 単純に1件当たりそれぐらいの数なんですが。

【座長】 ほかに何かご意見はございますか。

【委員】 やっぱりマクロ数字のほうが、私も気になっているところで、高齢者医療制度の中でも、いわゆる拠出金、これを健康保険組合は非常にたくさん負担していて、それが実際、我々が支払ったお金がどんどん増える傾向にある。こうしたことから、公費のほうをしっかりと投入するようにしてほしい。まずそこが基本的にあって、今おっしゃっておられるような、感覚が合わないとかというお話よりも、私はそちらのほうがむしろ気になっております。

【座長】 他にご意見はよろしいでしょうか。それでは、ご意見もございませんので、3つ目

の議題、健康増進事業について、事務局の説明をお願いします。

【給付課長】 (資料8ページから16ページに基づき説明)

【座長】 事務局からの説明は終わりました。

何かご意見ございませんでしょうか。

【委員】 ちょっとお聞きしたいんですけども、うちのところは、リーダー研修会といって、レイクサイド入鹿をもう3年、今年は7月12日から13日、1泊でやるんですけども、金額的に施設の差が大きいんですけど、何か理由があるんですか。施設の料金が1万円のところと6,000円いくらというところに、何か差があるのですか。

【給付課長】 パンフレットにはそれぞれ施設でご利用される平均料金が書いてございますので、高額なところを予約される方が多いと、高くなります。こちらの金額につきましては、施設のほうから、大体どれぐらいになりますかねということでお聞かせいただいた料金をそのまま載せておりますので、私どものほうがこれぐらいの金額設定にしてくださいとか、そういう話はございません。

【委員】 全体的には低くて、ほんとうにありがたいんですけどね。

【給付課長】 アンケートの調査を毎年5月にお願いしておりますと、去年の状況を見ますと、資料に書いてあるとおり、桑名市の松ヶ島さんの料金がやっぱり格安だというようなことで、そういうご意見というか、ご感想を持たれている方が多かったです。

【座長】 後期高齢者に入っている人は、パンフレットに書かれた施設をほとんどの人が利用していると考えていいわけですか。

【給付課長】 こちらばかりじゃないと思いますけど、こちらの施設を利用されたときには1,000円の助成が受けられますので、利用していただければと思っております。

【座長】 それは、例えば施設のほうでも案内することもあるわけですか。

【給付課長】 施設のほうでも当然PRしております。

【座長】 そうですか。

【委員】 事務局にお伺いしたいんですけど、16ページの健康診査事業の状況の中で、岡崎市の受診率が非常に高くなっていますが、これは何か施策の中で特別にこういうことをやっているものだから率が高いとか、そういうふうなところがあるのでしょうか。

【給付課長】 受診率につきましては、平成20年度の制度が発足する前、いわゆる国民健康保険の頃からの各市の取り組み状況などもかなり影響しておりますし、先ほどご説明しましたように、取り組みについては各市の状況に基づいてやっていただいておりますので、地元の医師会さんが結構ご熱心なところは毎年高い数字となっておりますし、そうでないところは低いという

ような状況になっております。特に岡崎市さんは、保健センターの方がしっかり話をしてみえるようですし、医師会のほうも結構、通常の受診に見えたお客様へのPRを積極的になさっておりまして、毎年高いです。グラフで一番端の受診率60%以上のところの1市町村、これは毎年岡崎市さんなのですけれど、そういった状況になっております。

【委員】 同じような規模の豊橋市が20%と極端に低いものですから、岡崎市が目立つんですね。各市でばらばらという感じじゃなくて、もう少し意見交換をするとか、何かそういうことを取り組まではいかがでしょうか。

【給付課長】 今ご指摘いただいたことについてですが、実は、先ほども言いましたように、受診率の低い市町村、あるいは下がった市町村、平成23年度の実績では11の市町村にお邪魔しました。お邪魔して課題等を聞かせていただきご相談に応じておるんですけども、豊橋市、春日井市、豊川市、西尾市、豊明市、日進市、北名古屋市、あま市、長久手市、大治町と南知多町、この11の市町村にお邪魔しております。いずれの市町村もお邪魔したところは受診率がプラスになっております。この相談が功を奏したというわけではないかもしれませんけれど、ある程度格差の解消にもいい効果が出ているのかなと思っております。

【事務局長】 私からも一言言わせていただきますと、何かやったらすぐどうなるというものではなく、地道な努力の積み重ねが大切だと思います。これまででも私ども、決してやっていないわけでなく、それなりのことをやっておりまして、これからもまたさらに深まるように、私ども事務局としては努力してまいりたいと思いますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。

【委員】 期待をしておりますという意味で申し上げました。

【委員】 健康増進事業ですが、男性の料理教室というものがございまして、女性はある程度やっておるかもしませんが、実際にやってみると、栄養というものはこういうふうにとらないかんなということを、どうしたらとれるかを経験するようになると思うんですよね。こういう健康増進という事業の中にも、もうちょっと取り入れていただいたほうがいいんじゃないかなと思っております。市町村で結構やっておりますし、保健所でもやっています。健康に関することとして食事の仕方、栄養のとり方、これはほんとうに大きな要素だと思います。

【座長】 貴重なご意見をありがとうございました。

それでは時間も来ましたので、次に移りたいと思います。

そのほか、事務局が用意した議題等はございませんか。

【総務課長】 はい、議題は以上でございます。

【座長】 それでは、時間が来ましたので、以後は事務局にお願いします。

委員の皆様には、どうも貴重なご発言、ありがとうございました。それから、議事の進行にご協力いただきましてありがとうございました。

【総務課長】 どうも座長さんをはじめ、各委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

次回の懇談会の開催予定でございますが、来年の1月から2月に開催する予定としております。

改めて日程調整をさせていただきますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

それでは、閉会に当たりまして、最後に事務局長より閉会のあいさつをさせていただきます。

【事務局長】 热心にご議論をいただきまして、委員の皆様方、どうもありがとうございました。

本日、いろいろなご意見をいただきました。私どもも、そういったご意見を踏まえまして、これからも後期高齢者医療の事務の円滑化に向けて努めていきたいと思っております。また、今日の会議の場で語り尽くせなかつたことがもしおありになるようでしたら、また、私ども事務局のほうへ申していただければ幸いかと存じます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—

平成 24 年度第 1 回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会資料

ページ

(1) 後期高齢者医療の現在の状況について

「後期高齢者医療制度の検討状況について」	… 1
「本県から国に対する後期高齢者医療制度に関する要望」	… 4

(2) 保険料率の全国の状況について

「平成 24 年度及び平成 25 年度の保険料率等（厚生労働省発表）について」	… 5
---	-----

(3) 健康増進事業について

「協定保養所利用助成事業」	… 8
「健康診査事業」	… 13

別添資料：「後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ」

「協定保養所利用助成事業のご案内」

(1) 後期高齢者医療の現在の状況について

「後期高齢者医療制度のあり方の検討状況等について」

1 後期高齢者医療制度のあり方の検討経緯

平成 20 年 4 月 後期高齢者医療制度実施

平成 21 年 11 月 新たな制度の具体的なあり方についての検討を行うため
「高齢者医療制度改革会議」を設置。

平成 22 年 12 月 「高齢者医療制度改革会議」における「最終とりまとめ」
公表

平成 24 年 2 月 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定）

2 新制度のポイント（「高齢者医療制度改革会議」の「最終とりまとめ」より）

(1) 改革の基本的な方向

- 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の方も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとした上で、①公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化、②都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできる限り維持し、よりよい制度を目指す。
- 長年の課題であった国保の財政運営の都道府県単位化を実現し、国民皆保険の最後の砦である国保の安定的かつ持続的な運営を確保する。

(2) 新たな制度の具体的な内容

1 制度の基本的な枠組み

- ・後期高齢者制度は廃止し、地域保険は国保に一本化

2 国保運営のあり方

- ・第一段階（平成 25 年度）で 75 歳以上について都道府県単位の財政運営とし、第二段階（平成 30 年度）で全年齢について都道府県単位化。
- ・都道府県単位の運営主体は「都道府県」が担うことが適当

3 費用負担

(1) 公費

- ・75 歳以上の医療給付費に対する公費負担割合について 47% から 50% に引き上げる。さらに、定期的に医療費の動向や社会経済情勢等を踏まえながら、公費のあり方を検討する仕組みとし、これを法律に明記する。

(2) 高齢者の保険料

- ・国保に加入する 75 歳以上の保険料は同じ都道府県で同じ所得であれば原則として同じ保険料とし、その水準は医療給付費の 1 割程度とする。
- ・高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回る構造を改め、より公平に分担する仕組みとする。
- ・75 歳以上の方に適用されている低所得者の保険料軽減の特例措置は、段階的に縮小する。

(3) 現役世代の保険料による支援金

- ・被用者保険間の支援金は、各保険の総報酬に応じた負担とする。

(4) 患者負担

- ・70 歳から 74 歳までの患者負担は、個々人の負担が増加しないよう、70 歳に到達する方から段階的に本来の 2 割負担とする。

3 全国知事会等から出されている問題点

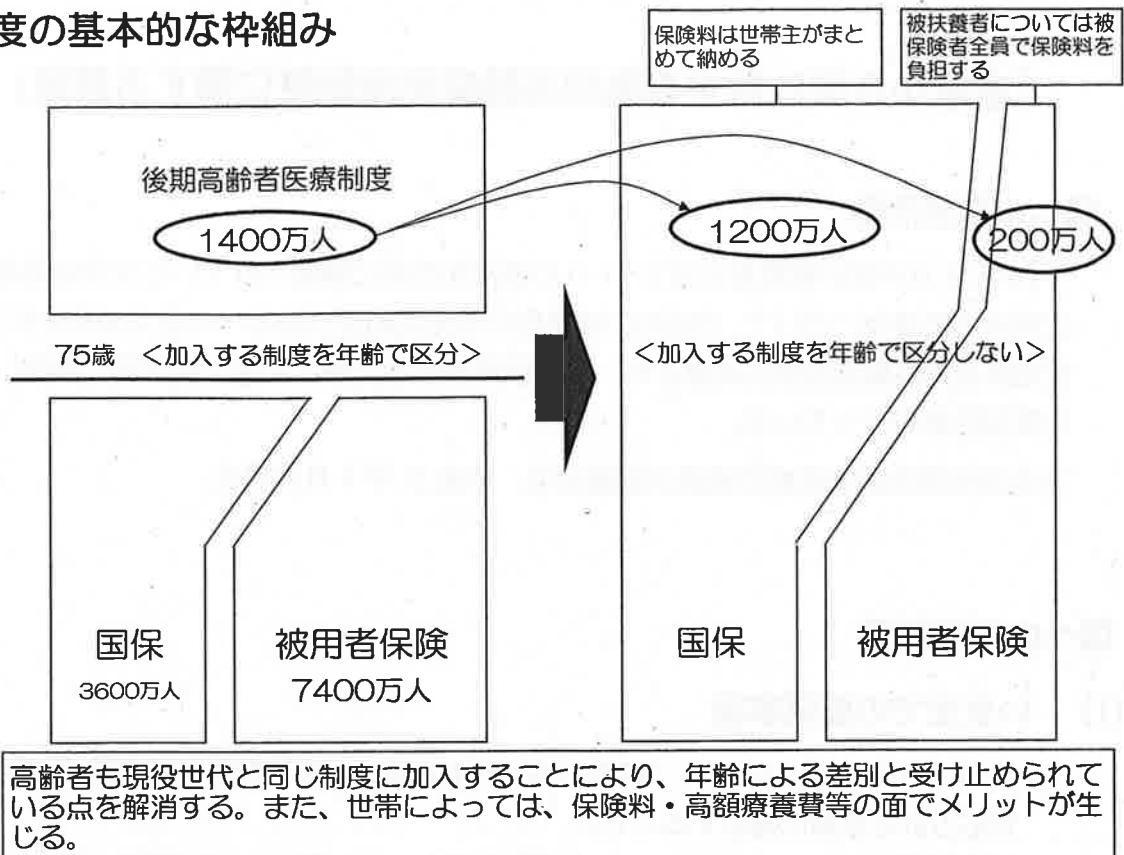
(1) 高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」について

- 年齢による区分という問題を解消するとしている一方で、区分経理は残すなど実態は看板の掛け替えにすぎない。
- 加入する制度により新たな不公平が発生する。
- システム整備に多額の費用を要する。
- 現在の後期高齢者医療制度は、施行から約 4 年を経過し定着していることから、必要な改善を加えながら安定的な運営に努めるべきである。

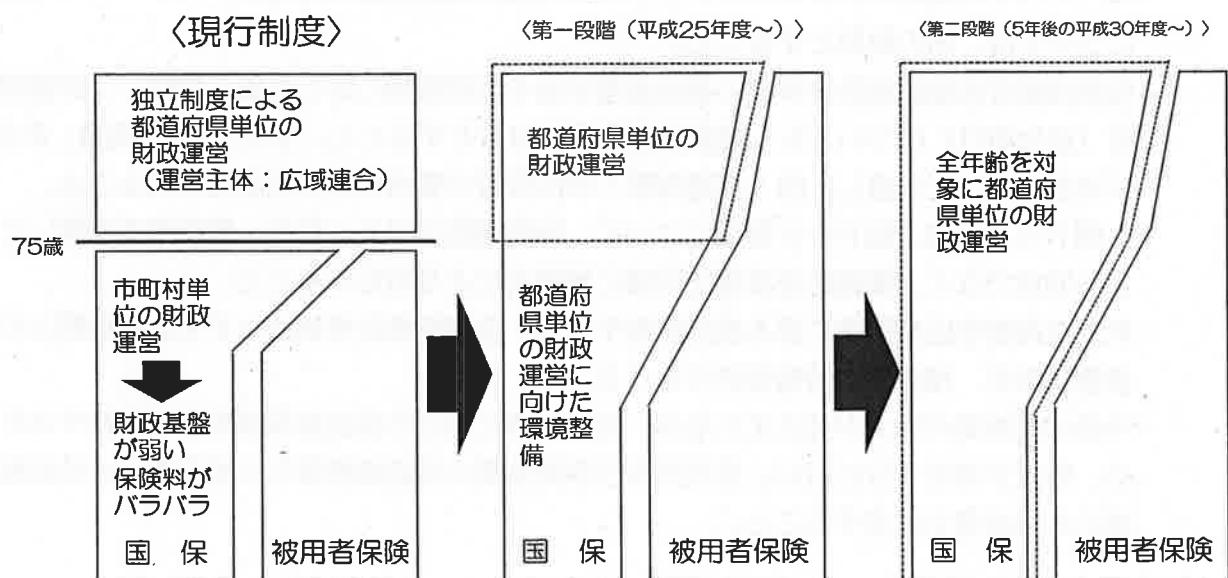
(2) 現行制度の廃止について

- 「具体的な内容について、関係者の理解を得た上で、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。」ことについて、関係機関との協議がされていない以上、現行法案を廃止するという法案の提出は認められない。
- 可能な限り速やかに将来に向けた方針が示され、十分な準備期間をもって迅速に実行される必要がある。

①制度の基本的な枠組み



②国保の財政運営の都道府県単位化



新たな仕組みの下では、多くの高齢者が国保に加入することになるが、単純に従前の市町村国保に戻ることとなれば、高齢者間の保険料格差が復活し、多くの高齢者の保険料が増加する。

このため、新たな制度では、第一段階、第二段階と分けて全年齢での都道府県単位化を図る。

「本県から国に対する後期高齢者医療制度に関する要望」

1 国への要望活動

例年、6月の国の概算要求前と11月の通常国会前に開催されている全国後期高齢者医療広域連合協議会において、全国の広域連合の意見集約及び国等への意見表明を行っている。愛知県後期高齢者医療広域連合も、全国後期高齢者医療広域連合協議会に参加して、国への要望活動を行っている。

※全国後期高齢者医療広域連合協議会は、平成21年6月に設立。

2 国への要望事項

(1) 今までの要望事項

- ・次期保険料改定にあたり、保険料率の上昇を抑制するための措置を講ずるとともに、対応方針を早期に提示すること。
- ・機器更改と同時に後期高齢者医療電算処理システムの改修を行う際には、十分な準備・検証期間を確保することにより、安定的な運用ができるシステムを構築すること。また、システム改修におけるカスタマイズ費用及び機器更改等で発生するすべての費用については、国の負担とすること。
- ・後期高齢者医療健康診査事業の補助基準単価を診療報酬に即した額に増額し、詳細項目（追加項目）についても、健康診査事業の対象とすること。また、「努力義務」から「実施義務」に見直し、国・都道府県・市区町村の費用負担の法制化を図ること。
- ・人間ドック事業、脳ドック事業について、特別調整交付金（長寿・健康増進事業）による助成でなく、健康診査事業と同様に補助金により対応すること。
- ・新たな高齢者医療制度に係る検討状況や与党・全国知事会を始めとする関係機関との調整状況を、積極的に情報提供すること。
- ・今後の医療費の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減のため国費を拡充すること。

(2) 今年度本県から提案している事項

- ・次期保険料率改定において、被保険者の保険料負担が増加しないよう必要な財源を国において確保すること。また、現行制度が続く限り保険料軽減措置を維持し、その財源は全額国において負担すること。
- ・診療報酬等の支払い早期化に対応した国庫負担金の繰り上げ交付措置を講ずること。

(2) 保険料率の全国の状況について

「平成 24 年度及び 25 年度の保険料率等 (厚生労働省発表) について」

平成 24 年 3 月 30 日付で、厚生労働省から各広域連合において決定された保険料率等の結果公表がありました。

本広域連合状況は以下のとおりです。

- ・所 得 割 率 : 8.55% (全国で 19 番目)
- ・被保険者均等割額 : 43,510 円 (全国で 24 番目)
- ・平成 24・25 年度一人当たり平均保険料 : 80,214 円 (全国で 4 番目)

【全国平均の保険料率等】

- ・所 得 割 率 : 8.55%
- ・被保険者均等割額 : 43,550 円
- ・平成 24・25 年度一人当たり平均保険料 : 66,730 円

本広域連合における被保険者の所得水準が全国的にみて高いため、一人当たり平均保険料は 4 番目となっていますが、所得割率は 19 番目、被保険者均等割額は 24 番目となっており平均的な水準です。

収入別保険料額の例においても、基礎年金受給者（年金収入 79 万円）の保険料額 4,300 円（全国平均 : 4,355 円）及び平均的な厚生年金受給者（年金収入 201 万円）の保険料額 55,300 円（全国平均 : 55,369 円）は、いずれも全国平均並みとなっております。

〈添付資料〉

- ・平成 24・25 年度各広域連合保険料率等一覧
(実際の公表資料では月額ベースであったものを、年額ベースに補正しています。)
- ・後期高齢者医療制度の保険料率改定のお知らせ
(市町村窓口の説明等で活用しています。)

平成24・25年度 各広域連合保険料率等一覧

(1)

都道府県名	平成24・25年度 一人当たり保険料 (年額:円)			平成24・25年度 均一保険料率			(参考)				
							平成22・23年度 一人当たり保険 料 (年額:円)	平成22・23年度 均一保険料率			
	順位	増加率	順位	所得割率 (%)	順位	被保険者 均等割額 (円)		所得割率 (%)	被保険者 均等割額 (円)		
1 北海道	66,589	11	1.025	37	10.61	2	47,709	10	64,980	10.28	44,192
2 青森県	40,229	45	1.009	41	7.41	42	40,514	35	39,862	7.41	40,514
3 岩手県	37,355	47	0.989	45	6.62	47	35,800	46	37,760	6.62	35,800
4 宮城県	55,750	25	1.048	27	8.30	25	40,920	32	53,220	7.32	40,020
5 秋田県	39,105	46	1.051	24	8.07	32	39,710	38	37,214	7.18	38,925
6 山形県	41,571	44	1.041	30	7.52	41	39,500	40	39,930	7.12	38,400
7 福島県	45,309	42	1.008	42	7.76	38	40,000	37	44,958	7.60	40,000
8 茨城県	51,320	34	1.025	36	8.00	34	39,500	40	50,070	7.60	37,462
9 栃木県	53,650	30	1.096	5	8.54	20	42,000	27	48,966	7.18	37,800
10 群馬県	56,302	23	1.094	7	8.48	21	42,700	26	51,473	7.36	39,600
11 埼玉県	75,058	6	1.046	28	8.25	27	41,860	28	71,724	7.75	40,300
12 千葉県	65,139	13	0.989	46	7.29	44	37,400	45	65,854	7.29	37,400
13 東京都	94,460	1	1.091	9	8.19	29	40,100	36	86,595	7.18	37,800
14 神奈川県	90,560	2	1.066	16	8.01	33	41,099	31	84,962	7.42	39,260
15 新潟県	42,545	43	0.986	47	7.15	46	35,300	47	43,133	7.15	35,300
16 富山県	59,369	19	1.093	8	8.60	18	43,800	21	54,331	7.50	40,800
17 石川県	62,411	15	1.062	17	9.33	9	47,520	11	58,769	8.26	45,240
18 福井県	53,871	27	0.996	44	7.90	35	43,700	23	54,103	7.90	43,700
19 山梨県	48,599	37	1.056	21	7.86	36	39,670	39	46,000	7.28	38,710
20 長野県	49,920	36	1.051	23	7.29	44	38,239	43	47,484	6.89	36,225
21 岐阜県	56,423	22	1.040	31	7.83	37	40,670	34	54,235	7.39	39,310
22 静岡県	61,813	16	1.038	32	7.39	43	37,900	44	59,567	7.11	36,400
23 愛知県	80,214	4	1.059	19	8.55	19	43,510	24	75,775	7.85	41,844
24 三重県	53,642	31	1.090	10	7.55	40	39,120	42	49,205	6.83	36,800
25 滋賀県	61,618	17	1.099	3	8.12	30	41,704	29	56,049	7.18	38,645
26 京都府	75,033	7	1.050	25	9.12	12	46,390	14	71,441	8.68	44,410
27 大阪府	85,171	3	1.069	14	10.17	4	51,828	2	79,678	9.34	49,036
28 兵庫県	75,027	8	1.061	18	9.14	11	46,003	15	70,717	8.23	43,924
29 奈良県	69,961	9	1.090	11	8.10	31	44,200	19	64,209	7.70	40,800
30 和歌山県	51,128	35	1.028	35	8.28	26	43,271	25	49,750	7.91	42,649
31 鳥取県	48,033	38	1.007	43	7.71	39	40,773	33	47,712	7.71	40,773
32 島根県	46,796	40	1.074	13	8.41	23	41,520	30	43,564	7.35	39,670
33 岡山県	60,339	18	1.021	38	8.97	14	45,000	17	59,116	8.55	44,000
34 広島県	67,241	10	1.075	12	8.35	24	43,735	22	62,561	7.53	41,791
35 山口県	66,504	12	1.038	33	9.45	8	47,474	12	64,096	8.73	46,241
36 徳島県	53,820	29	1.130	1	9.51	7	48,900	5	47,632	8.03	43,990
37 香川県	63,427	14	1.011	40	8.81	15	47,200	13	62,713	8.81	47,200
38 愛媛県	53,840	28	1.094	6	8.72	17	44,194	20	49,213	7.84	41,227
39 高知県	58,141	20	1.099	4	10.35	3	51,793	3	52,907	8.94	48,931
40 福岡県	79,271	5	1.067	15	10.88	1	55,045	1	74,324	9.87	52,213
41 佐賀県	56,467	21	1.054	22	9.60	5	49,500	4	53,592	8.80	47,400
42 長崎県	51,859	33	1.048	26	8.23	28	44,600	18	49,481	7.80	42,400
43 熊本県	53,264	32	1.032	34	9.26	10	47,900	9	51,589	9.03	47,000
44 大分県	55,605	26	1.057	20	9.52	6	48,500	6	52,624	8.78	47,100
45 宮崎県	47,281	39	1.107	2	8.48	21	45,500	16	42,692	7.55	42,500
46 鹿児島県	46,235	41	1.046	29	9.05	13	48,500	6	44,202	8.63	45,900
47 沖縄県	56,223	24	1.021	39	8.80	16	48,440	8	55,087	8.80	48,440
全国	66,730	-	1.059	-	8.55	-	43,550	-	62,993	7.88	41,700

都道府県名	収入別保険料額の例 (年額：円)			
	基礎年金受給者 (年金収入79万円)		平均的な厚生年金受給者 (年金収入201万円)	
	平成24・25年度	平成22・23年度	平成24・25年度	平成22・23年度
1 北海道	4,700	4,400	63,600	60,000
2 青森県	4,000	4,000	50,100	50,100
3 岩手県	3,500	3,500	44,500	44,500
4 宮城県	4,000	4,000	52,600	49,500
5 秋田県	3,900	3,800	51,100	48,300
6 山形県	3,900	3,800	49,600	47,800
7 福島県	4,000	4,000	50,600	50,200
8 茨城県	3,900	3,700	50,800	48,200
9 栃木県	4,200	3,700	54,000	47,400
10 群馬県	4,200	3,900	54,500	49,300
11 埼玉県	4,180	4,030	53,280	50,840
12 千葉県	3,700	3,700	47,400	47,400
13 東京都	4,000	3,700	51,700	47,472
14 神奈川県	4,100	3,920	52,100	49,216
15 新潟県	3,500	3,500	45,400	45,400
16 富山県	4,300	4,000	55,600	50,600
17 石川県	4,752	4,524	60,408	56,016
18 福井県	4,300	4,300	53,900	53,900
19 山梨県	3,960	3,870	50,600	48,440
20 長野県	3,800	3,600	48,000	44,300
21 岐阜県	4,000	3,900	51,300	49,100
22 静岡県	3,700	3,600	48,000	46,100
23 愛知県	4,300	4,100	55,300	52,300
24 三重県	3,912	3,680	49,416	45,832
25 滋賀県	4,170	3,864	52,851	48,148
26 京都府	4,638	4,441	58,994	56,360
27 大阪府	5,182	4,903	65,870	61,644
28 兵庫県	4,600	4,392	58,738	54,891
29 奈良県	4,400	4,000	54,800	51,100
30 和歌山県	4,300	4,200	54,400	53,100
31 鳥取県	4,000	4,000	51,100	51,100
32 島根県	4,150	3,960	53,400	49,370
33 岡山県	4,500	4,400	57,500	55,700
34 広島県	4,373	4,179	55,028	51,504
35 山口県	4,747	4,624	60,659	57,944
36 徳島県	4,800	4,300	61,900	54,400
37 香川県	4,700	4,700	58,900	58,900
38 愛媛県	4,410	4,120	56,280	51,790
39 高知県	5,179	4,893	66,274	60,600
40 福岡県	5,500	5,220	70,140	65,450
41 佐賀県	4,900	4,700	62,600	59,000
42 長崎県	4,400	4,200	55,400	52,600
43 熊本県	4,700	4,700	60,500	59,200
44 大分県	4,800	4,700	61,600	58,700
45 宮崎県	4,500	4,200	56,700	52,100
46 鹿児島県	4,800	4,500	60,500	57,400
47 沖縄県	4,844	4,844	59,872	59,872
全国	4,355	4,170	55,369	52,272

(3) 健康増進事業について

「協定保養所利用助成事業」

1. 目的

愛知県後期高齢者医療被保険者が、協定保養所において宿泊し、身体的・精神的にリフレッシュすることにより、健康の保持・増進を図ることを目的とする。

2. 概要

広域連合は、被保険者が協定保養所を宿泊利用する場合に、1人当たり1泊につき1,000円を助成します。（1人につき全協定保養所合わせて年度内4泊まで。）

被保険者は、協定保養所に直接申し込み、宿泊当日に保養所の窓口で保険証を提示し、助成後の料金（利用料金から1,000円を控除した額）を支払います。

協定保養所は、この制度を初めて利用する被保険者に「利用カード」を発行し、カードに押印（カード持参者には押印のみ）して、利用回数を管理します。

3. 啓発状況

(1) 広域連合と市町村との連携した広報

- ① 市町村広報紙などへの掲載
- ② 広域連合及び市町村ホームページへの掲載
- ③ 後期高齢者医療制度案内パンフレットなどへの掲載
- ④ 協定保養所利用助成事業案内パンフレット、ポスター及び卓上のぼり作成

(2) 協定保養所による広報

- ① 広域連合作成のパンフレットの配布並びにポスター及び卓上のぼりの掲出
- ② 協定保養所が保有する送迎車などへのマグネットシートの貼付
- ③ 協定保養所のホームページへの掲載
- ④ 協定保養所が作成する案内パンフレットなどへの掲載

4. 経費及び財源

事業費 11,363 千円（平成 24 年度予算）

内訳

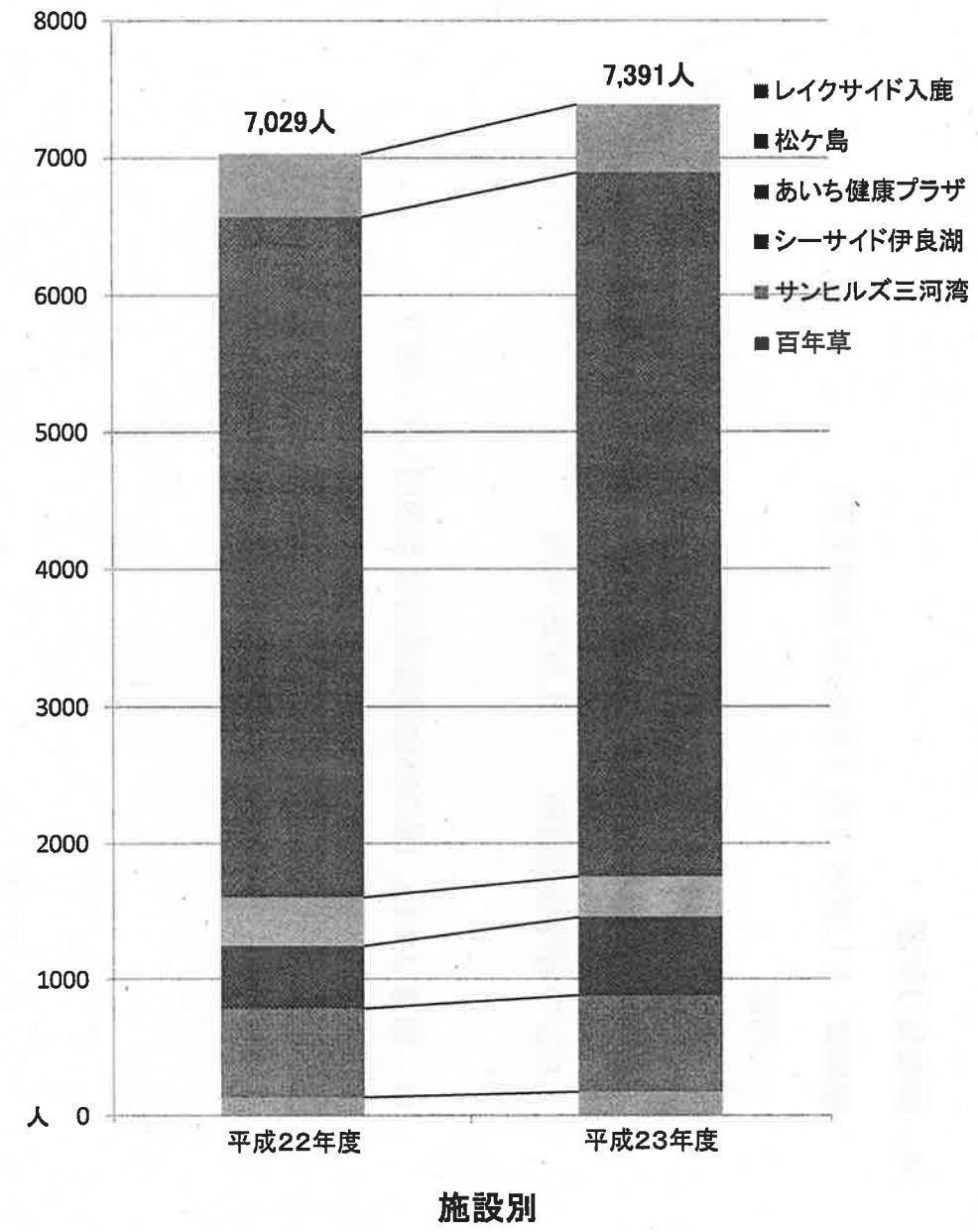
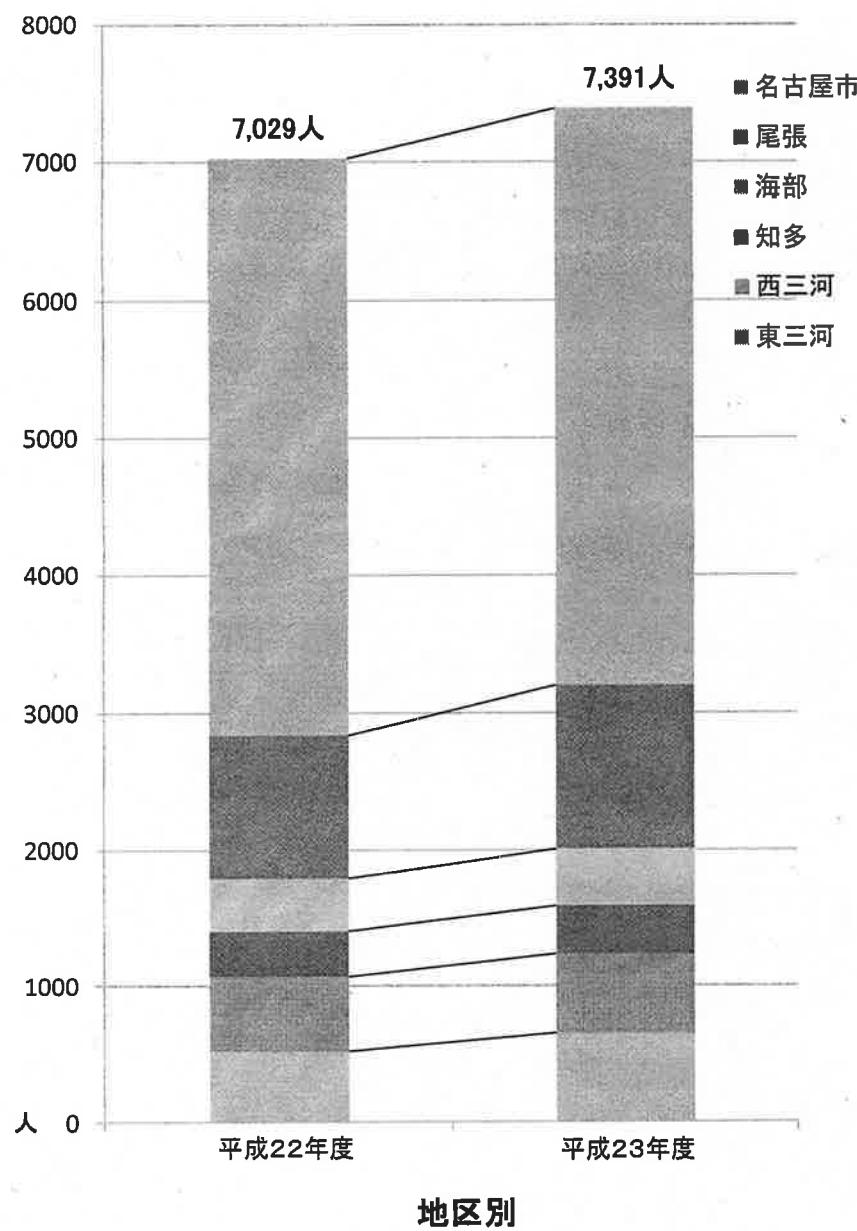
協定保養所利用助成金 10,000 千円（1,000 円／人・泊×10,000 人）

利用者カード作成 58 千円

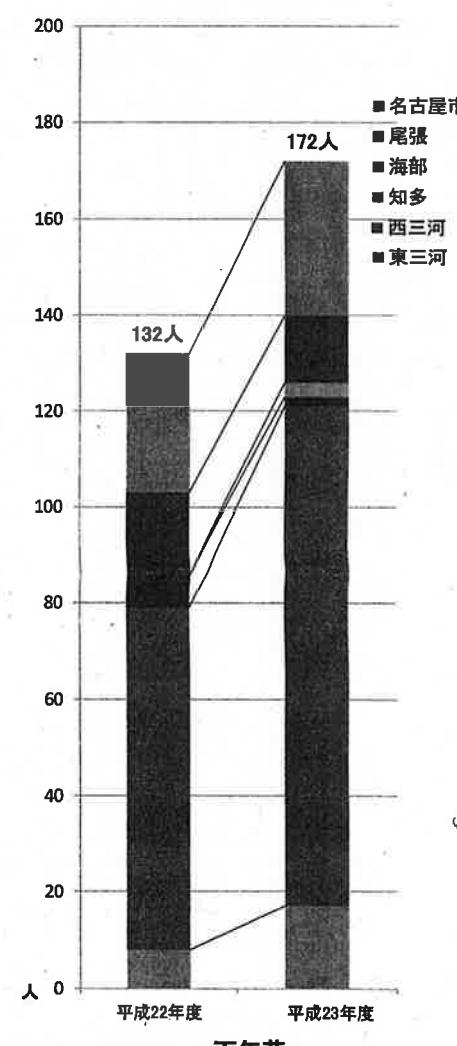
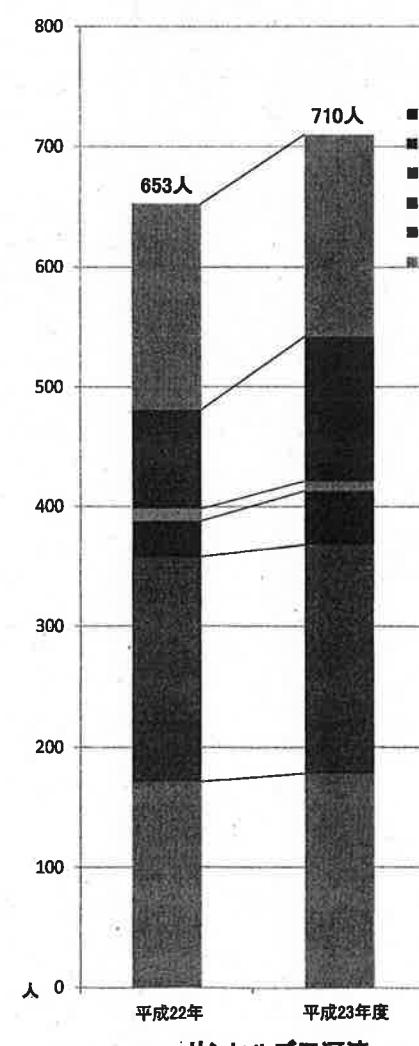
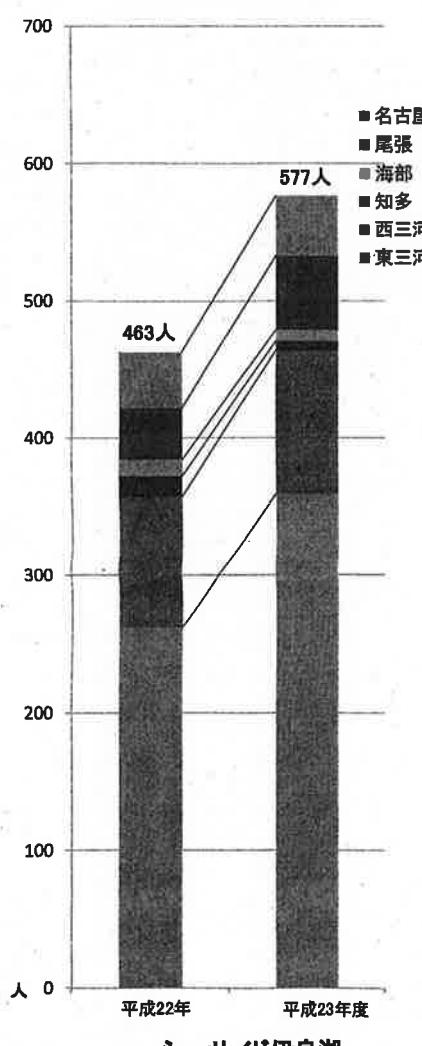
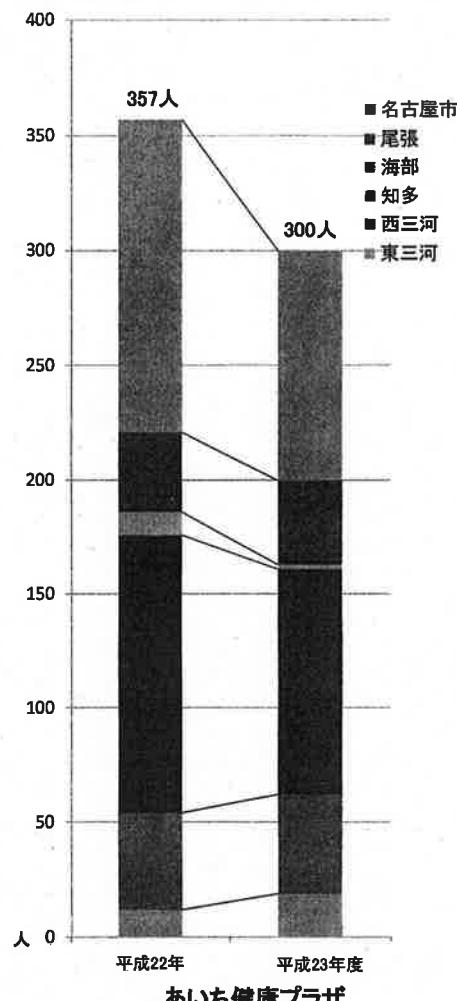
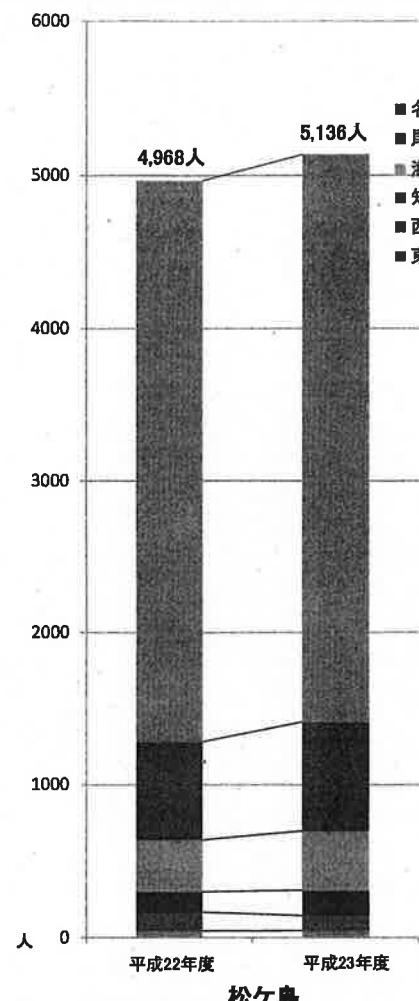
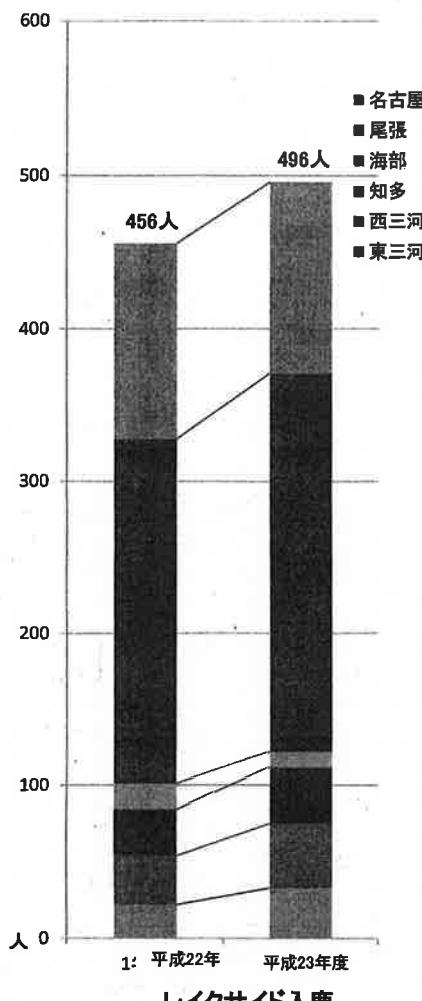
パンフ等作成委託料 1,305 千円

※ 財源は全額、国の特別調整交付金を活用しています。

協定保養所利用助成事業 年度別 利用者数推移グラフ



協定保養所利用助成事業 年度別・施設別 利用者数推移グラフ



協定保養所利用助成事業 市町村別・施設別 利用状況一覧表

施設名 市町村名	レイクサイド 入鹿		松ヶ島		あいち 健康プラザ		シーサイド 伊良湖		サンヒルズ 三河湾		百年草		合計		被保険者1,000人 あたりの利用者数	
	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度
1 名古屋市	128	125	3,686	3,722	136	100	41	44	172	168	29	32	4,192	4,191	19.3	18.6
2 一宮市	17	32	140	117	7	9	9	15	15	13	0	1	188	187	5.3	5.0
3 瀬戸市	5	1	23	37	4	3	6	8	7	13	2	3	47	65	3.5	4.6
4 春日井市	22	19	86	98	3	1	7	4	11	14	2	1	131	137	5.3	5.3
5 犬山市	31	18	14	19	4	2	0	3	3	8	0	0	52	50	6.9	6.4
6 江南市	74	62	35	33	0	1	3	1	14	18	2	4	128	119	13.5	11.9
7 小牧市	18	28	31	25	2	3	1	2	4	5	0	0	56	63	5.1	5.5
8 稲沢市	19	20	52	57	0	2	2	5	5	6	0	0	78	90	6.1	6.7
9 尾張旭市	6	4	5	12	0	1	1	0	4	2	3	4	19	23	2.8	3.2
10 岩倉市	9	14	6	13	0	4	1	5	2	2	1	0	19	38	4.9	9.2
11 豊明市	4	4	58	77	5	4	0	2	4	7	2	0	73	94	13.0	15.9
12 日進市	2	3	25	34	4	4	0	3	1	10	1	1	33	55	5.7	9.0
13 清須市	3	7	47	67	5	0	0	5	4	10	2	0	61	89	10.5	14.5
14 北名古屋市	0	2	41	54	0	0	1	1	3	1	0	0	45	58	7.7	9.1
15 東郷町	1	0	23	23	0	0	0	0	0	3	0	0	24	26	8.7	8.9
16 長久手市	0	1	2	8	0	0	2	0	3	3	2	0	9	12	3.3	4.2
17 豊山町	0	0	4	6	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6	3.8	5.5
18 大口町	6	10	30	28	1	1	0	0	1	1	0	0	38	40	21.7	21.7
19 扶桑町	10	24	22	10	0	2	5	0	2	5	0	0	39	41	12.0	12.0
尾張 計	227	249	644	718	35	37	38	54	83	121	17	14	1,044	1,193	6.6	7.1
20 津島市	1	3	43	49	5	1	7	0	0	1	0	0	56	54	8.5	7.9
21 愛西市	4	2	62	50	0	0	2	1	4	1	0	2	72	56	10.3	7.8
22 弥富市	1	0	124	138	1	0	2	4	0	0	0	0	128	142	31.7	33.6
23 あま市	9	4	48	60	4	1	0	0	4	5	0	0	65	70	9.5	9.6
24 大治町	0	1	8	10	0	0	0	1	0	0	0	0	8	12	4.3	6.1
25 蟹江町	2	0	32	63	0	0	1	2	2	1	0	1	37	67	11.6	20.2
26 飛島村	0	0	21	15	0	0	0	0	0	0	0	0	21	15	34.5	23.8
海部 計	17	10	338	385	10	2	12	8	10	8	0	3	387	416	12.9	13.2
27 半田市	2	0	6	2	8	6	10	4	3	6	1	1	30	19	2.8	1.7
28 常滑市	2	0	4	5	0	4	0	0	10	17	0	0	16	26	2.5	3.9
29 東海市	10	12	48	46	28	26	2	0	3	5	0	0	91	89	10.7	10.0
30 大府市	6	10	30	38	39	39	0	2	2	0	2	0	79	89	12.8	13.7
31 知多市	4	6	33	40	13	5	1	0	2	2	2	1	55	54	7.8	7.2
32 阿久比町	0	0	4	9	6	2	0	0	1	0	0	0	11	11	4.3	4.1
33 東浦町	5	3	3	9	26	15	0	0	2	2	0	0	36	29	8.5	6.5
34 南知多町	0	0	6	11	0	1	0	1	1	4	2	0	9	17	2.7	5.0
35 美浜町	0	1	0	4	0	0	2	0	0	1	0	0	2	6	0.7	2.2
36 武豊町	1	5	0	1	2	1	0	0	6	8	0	0	9	15	2.6	4.2
知多 計	30	37	134	165	122	99	15	7	30	45	7	2	338	355	6.1	6.2
尾張 合計 (名古屋除く)	274	296	1,116	1,268	167	138	65	69	123	174	24	19	1,769	1,964	7.2	7.6
37 岡崎市	6	2	33	23	5	4	33	37	39	54	15	10	131	130	4.2	4.0
38 碧南市	2	0	10	9	1	1	15	3	3	3	5	1	36	17	5.0	2.3
39 刈谷市	0	2	17	6	17	20	3	13	14	17	7	3	58	61	5.7	5.8
40 豊田市	10	14	16	19	6	3	16	36	32	42	38	79	118	193	4.0	6.2
41 安城市	2	1	7	11	1	0	9	7	59	27	4	5	82	51	6.3	3.7
42 西尾市	5	7	2	0	5	5	3	4	17	25	0	0	32	41	3.2	2.3
43 知立市	1	3	18	16	7	4	4	1	14	9	2	4	46	37	9.5	7.2
44 高浜市	1	3	5	6	0	2	10	3	0	5	0	0	16	19	4.2	4.8
45 みよし市	5	8	11	10	0	3	0	0	6	6	0	2	22	29	7.5	9.2
46 幸田町	0	2	2	0	0	1	2	1	3	2	0	0	7	6	2.3	1.9
西三河 計	32	42	121	100	42	43	95	105	187	190	71	104	548	584	4.7	4.5
47 豊橋市	1	11	39	32	1	11	193	266	75	68	5	5	314	393	8.8	10.6
48 豊川市	9	6	3	5	10	7	31	60	18	34	2	2	73	114	4.1	6.2
49 蒲郡市	4	3	2	6	1	0	1	2	47	21	0	3	55	35	5.6	3.4
50 新城市	7	4	0	0	0	1	9	9	19	29	0	4	35	47	4.4	5.7
51 田原市	1	1	1	3	0	0	26	18	7	22	1	2	36	46	4.5	5.7
52 設楽町	0	4	0	0	0	0	0	0	3	4	0	1	3	9	1.8	5.5
53 東栄町	0	4	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	4	6	3.3	5.0
54 豊根村	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0.0	4.8
東三河 計	22	33	45	46	12	19	262	359	171	178	8	17	520	652	6.3	7.6
三河 合計	54	75	166	148	54	62	357	464	358	388	79	121	1,068	1,236	5.4	5.8
総合計	456	496	4,968	5,136	357	300	463	577	653	710	132	172	7,029	7,391	10.6	10.6

「健康診査事業」

1. 目的

被保険者の生活習慣病を早期に発見することにより、適切に医療につなげて重症化を予防することを目的とする。

2. 概要

市町村と委託契約を締結して、年1回、健康診査を実施します。

検査項目は、誰もが必ず受診する必須項目と、一定の基準の下、医師が必要と判断した場合に受診する詳細項目があります。

市町村から送付される受診券（健康診査のお知らせ）により、無料で受診できますが、実施方法、実施期間などは、市町村によって異なります。

【検査項目】

必 須 項 目	
問 診	服薬歴・既往歴、生活習慣・理学的検査など
計 測	身長・体重・BMI
血圧測定	
脂質検査	中性脂肪・HDL-コレステロールなど
肝機能検査	GOT・GPT・γ-GTP
代謝系検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
尿・腎機能	尿糖・尿たん白

詳 細 項 目（一定の基準の下、医師が必要と認めた場合）	
貧血検査	ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	

3. 啓発状況

- ① 市町村広報誌などへの掲載
- ② 広域連合及び市町村ホームページへの掲載
- ③ 広域連合からの郵送物への啓発文の掲載
- ④ 市町村担当課長会議（年5回開催）での協力要請
- ⑤ 受診率が低い、または、前年に比べて受診率が下がった市町村への訪問指導

4. 経費及び財源

健康診査事業委託料 2,079,067 千円（平成24年度予算）

【内訳】

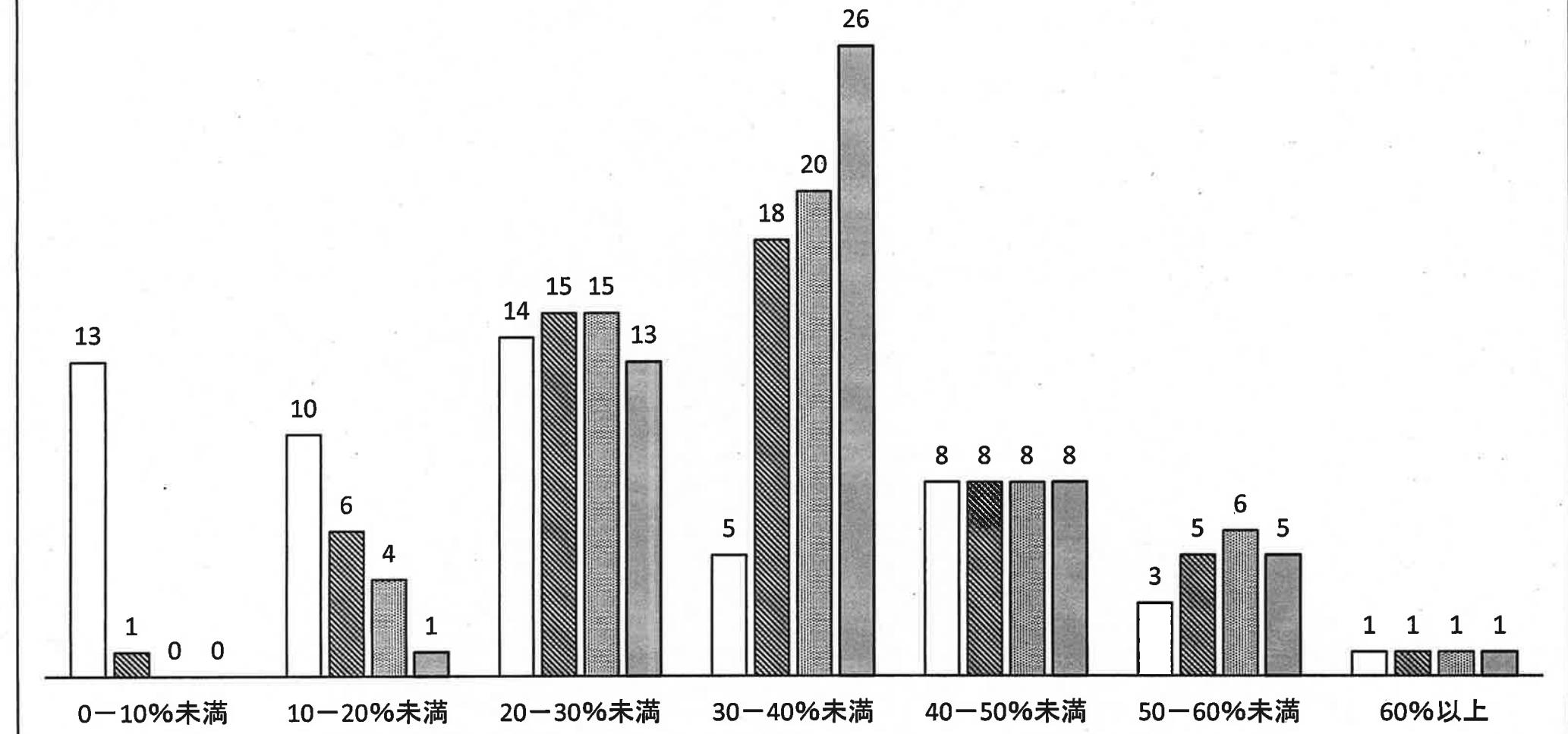
基本項目分	1,882,824 千円
詳細項目分	85,523 千円
事務費	110,720 千円

【財源内訳】

市町村支出金（保険料等負担金）	1,640,667 千円
国庫支出金（調整交付金）	17,419 千円
// (事業費補助金)	420,981 千円

健康診査事業 受診率の推移

□20年度 ■21年度 ▨22年度 ■23年度



棒グラフ上の数値は、市町村数を表示しています。

平成23年度健康診査事業の状況(平成24年5月9日現在 速報値)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			受診率 の差 (D-A)
	受診率	受診率	受診率 (A)	H23.4.1 被保険者数 (B)	受診者数 (C)	受診率 (D=C/B)	
1 名古屋市	9.00%	19.98%	20.53%	225,366	45,968	20.40%	▲ 0.13%
2 豊橋市	12.17%	21.31%	19.88%	37,019	7,427	20.06%	0.18%
3 岡崎市	65.12%	66.59%	66.72%	32,418	20,804	64.17%	▲ 2.55%
4 一宮市	28.01%	43.53%	44.32%	37,049	17,043	46.00%	1.68%
5 瀬戸市	6.99%	27.55%	28.25%	14,131	4,335	30.68%	2.43%
6 半田市	45.78%	54.00%	53.69%	11,218	6,067	54.08%	0.39%
7 春日井市	17.88%	25.69%	24.98%	25,907	6,811	26.29%	1.31%
8 豊川市	6.72%	15.51%	15.21%	18,536	3,036	16.38%	1.17%
9 津島市	22.96%	30.99%	34.00%	6,846	2,511	36.68%	2.68%
10 碧南市	49.23%	52.24%	52.30%	7,460	3,895	52.21%	▲ 0.09%
11 刈谷市	46.20%	46.55%	46.61%	10,544	4,872	46.21%	▲ 0.40%
12 豊田市	26.46%	26.93%	27.34%	31,023	8,993	28.99%	1.64%
13 安城市	11.65%	37.09%	35.57%	13,787	5,242	38.02%	2.45%
14 西尾市	24.87%	24.02%	22.18%	17,842	4,103	23.00%	0.82%
15 蒲郡市	8.53%	29.33%	34.26%	10,148	3,421	33.71%	▲ 0.55%
16 犬山市	33.89%	39.09%	40.84%	7,862	3,358	42.71%	1.87%
17 常滑市	23.94%	25.33%	27.07%	6,611	1,878	28.41%	1.34%
18 江南市	46.94%	49.43%	49.04%	10,032	4,946	49.30%	0.26%
19 小牧市	15.08%	36.91%	36.47%	11,538	4,438	38.46%	2.00%
20 稲沢市	18.85%	36.16%	37.89%	13,421	5,191	38.68%	0.79%
21 新城市	22.35%	40.48%	37.51%	8,199	3,287	40.09%	2.58%
22 東海市	41.51%	30.07%	55.90%	8,943	4,156	46.47%	▲ 9.43%
23 大府市	29.89%	30.36%	30.96%	6,517	2,119	32.51%	1.56%
24 知多市	29.77%	30.81%	31.86%	7,468	2,517	33.70%	1.84%
25 知立市	28.46%	38.09%	38.58%	5,119	1,903	37.18%	▲ 1.40%
26 尾張旭市	7.91%	26.02%	27.81%	7,177	2,368	32.99%	5.18%
27 高浜市	52.65%	55.21%	54.94%	3,933	2,137	54.34%	▲ 0.60%
28 岩倉市	26.26%	30.34%	32.27%	4,132	1,352	32.72%	0.45%
29 豊明市	3.67%	12.44%	25.37%	5,913	1,585	26.81%	1.44%
30 日進市	32.52%	29.81%	26.87%	6,085	1,901	31.24%	4.37%
31 田原市	11.14%	40.59%	40.14%	8,133	3,224	39.64%	▲ 0.50%
32 愛西市	7.35%	32.50%	33.18%	7,218	2,499	34.62%	1.44%
33 清須市	5.10%	9.02%	31.97%	6,123	1,837	30.00%	▲ 1.97%
34 北名古屋市	14.40%	23.46%	20.17%	6,370	1,589	24.95%	4.77%
35 弥富市	8.21%	35.30%	36.25%	4,226	1,652	39.09%	2.84%
36 みよし市	25.60%	28.27%	28.66%	3,143	968	30.80%	2.14%
37 あま市	9.30%	33.78%	30.00%	7,321	2,678	36.58%	6.58%
38 長久手市	25.34%	27.37%	30.74%	2,872	956	33.29%	2.55%
39 東郷町	20.52%	25.44%	28.13%	2,914	925	31.74%	3.62%
40 豊山町	14.63%	14.49%	27.42%	1,098	298	27.14%	▲ 0.28%
41 大口町	44.11%	46.70%	47.60%	1,842	870	47.23%	▲ 0.37%
42 扶桑町	53.17%	54.61%	55.71%	3,429	1,849	53.92%	▲ 1.79%
43 大治町	6.83%	26.47%	25.19%	1,976	531	26.87%	1.68%
44 蟹江町	12.44%	37.20%	35.27%	3,323	1,238	37.26%	1.99%
45 飛島村	23.97%	32.35%	35.80%	630	228	36.19%	0.39%
46 阿久比町	13.34%	10.73%	19.73%	2,662	638	23.97%	4.23%
47 東浦町	52.39%	58.95%	58.05%	4,455	2,545	57.13%	▲ 0.92%
48 南知多町	9.87%	19.05%	18.72%	3,384	682	20.15%	1.43%
49 美浜町	9.66%	20.00%	20.01%	2,744	589	21.47%	1.46%
50 武豊町	44.94%	47.43%	47.43%	3,578	1,785	49.89%	2.46%
51 幸田町	48.67%	48.48%	47.57%	3,100	1,099	35.45%	▲ 12.12%
52 設楽町	36.02%	36.36%	34.91%	1,642	566	34.47%	▲ 0.44%
53 東栄町	39.01%	39.62%	36.24%	1,211	442	36.50%	0.25%
54 豊根村	32.02%	34.31%	33.25%	416	129	31.01%	▲ 2.25%
合計	20.21%	29.88%	30.73%	696,054	217,481	31.24%	0.51%

※市町村合併によりなくなった町の実績は、合併後の市に含めています。

※平成23年度は、請求書より算出していますので、変動する場合があります。